

相模原市子育て応援イメージキャラクター「はなたん」イラスト使用手引き

1 使用目的

はなたんは、子育てを社会全体で支援する機運の醸成を目的として、地域ぐるみで子育てを応援する市民意識の普及をめざし、子育て応援イメージキャラクターとして、イラストと愛称の公募や投票により誕生しました。

はなたんは、安心と喜びを持って子育てができるよう社会全体で子育て家庭を応援する取り組みを市民等へPRする目的として使用するものとします。

2 著作権

はなたんの著作権は、相模原市に帰属します。

3 使用料

はなたんの使用料は、無料です。

4 使用方法

子育て支援事業の周知資料又は普及啓発資料などへの印刷、子育て支援事業啓発物品の作成など、子育て家庭を応援する取り組みのPRにご使用ください。

(1) 使用の申請、申請内容の変更

はなたんを使用する場合(使用目的や方法の変更を含む)は、相模原市こども家庭課(電話042-769-9811)へ、使用申請書(第1号様式)を郵送によりご提出ください。

(2) 使用期間

使用期間は、申請した使用開始の日から使用終了の日までです。ただし、使用期間は1年以内とします。期間終了後において、引き続きイラストを使用しようとする場合は、改めて申請を行い、承認を受けてください。

(3) 使用の承認・不承認

使用の承認を決定したときは、申請者に対し使用承認通知書(第2号様式)を交付し、不承認とする場合には、申請者に対し使用不承認通知書(第3号様式)を交付します。

(4) 使用できるイラスト

次に掲げたイラストを使用することができます。使用の際は、イラストのデザインや色を変更せず、そのままご使用ください。(参考: はなたん色指定(カラー)、はなたん色指定(グレースケール))

イラストの一部使用はしないでください。

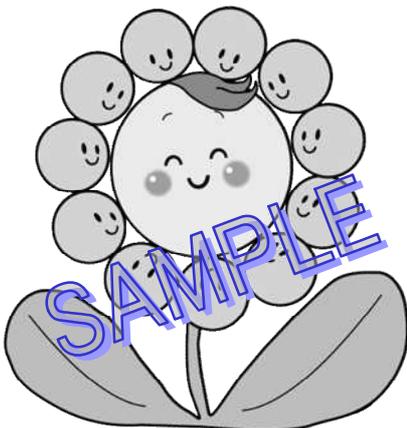
なお、イラストの縦横の比率を変えず、拡大又は縮小して使用することは差

支えありません。イラストには必ず「相模原市子育て応援イメージキャラクター『はなたん』」と表記をお願いします。

<カラー>



<グレースケール>



(5) 遵守事項

ア 申請した使用目的及び方法で使用し、その権利を譲渡又は転貸することはできません

イ 第三者の利益を害する使用はしないでください

5 使用の制限及び取消し

(1) 次のいずれかに該当するときは、はなたんを使用できません。

ア はなたんのイメージを損なうおそれがあると認められるとき

イ はなたんを著しく変形していると認められるとき

ウ はなたんの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき

エ 法令及び公序良俗に反すると認められるとき

オ 営利目的での使用

カ 宗教的活動、政治活動等での使用

- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものの利益になり、又はなるおそれのある場合
 - ク その他はあなたの使用が適当でないと認められるとき
- (2) 次のいずれかに該当するときは、あなたの使用を取消します。
- ア この使用基準に違反したとき
 - イ 5(1)に規定する事項のいずれかに該当すると認められたとき

相模原市子ども・若者未来局子ども家庭課

住所：〒252-5277

相模原市中央区中央2-11-15

電話：042-769-9811

FAX：042-759-4395

e-mail：kodomokatei@city.sagamihara.kanagawa.jp

（作成年月：令和2年6月）

「はなたん」イラスト使用申請書

年 月 日

相模原市長 あて

申請者 所在地 _____

団 体 名 _____

代表者名 _____

電 話 _____

次のとおり相模原市子育て応援イメージキャラクター「はなたん」のイラストを使用したいので、申請します。

使用目的	
使用する品物 又は使用形態	
使用方法	使用見本もしくは使用案を添付すること
使用期間	
特記事項	
担当者連絡先	氏 名
	電話番号

「はなたん」イラスト使用承認通知書

相模原市指令（こ家課）第 号

（所在地）

（団体名）

（代表者名） 様

年 月 日付で申請のあった相模原市子育て応援イメージキャラクター「はなたん」のイラストの使用について、次のとおり承認いたします。

年 月 日

相模原市長 本村 賢太郎

使用目的	
使用する品物 又は使用形態	
使用方法	
使用期間	
使用承認の条件	裏面記載の承認条件を遵守すること。
備考	
担当課	こども家庭課 電話042(769)9811(直通)

相模原市子育て応援イメージキャラクター「はなたん」のイラスト使用に係る承認条件

- 1 本イラストの使用にあたっては、『相模原市子育て応援店普及事業実施要綱』及び『相模原市子育て応援店普及事業協賛規約』の内容に基づくこと。
- 2 イラストには「相模原市子育て応援 イメージキャラクター 『はなたん』」と記載すること。
- 3 申請者が本イラストの使用に際して、故意または過失により市に損害を与えた場合、これによって生じた損害について賠償すること。
- 4 本イラストを付した製品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、市は一切責任を負わないものとする。
- 5 本イラストを付する製品等については、法令等で定める製造基準及び表示義務を満たすものであること。
- 6 承認にかかる物品の（ 完成品 ・ 完成品の写真 ）を、速やかに市長に提出すること。
- 7 その他の条件

--

第3号様式

「はなたん」イラスト使用不承認通知書

相模原市指令（こ家課）第 号

（所在地）

（団体名）

（代表者名） 様

年 月 日付で申請のあった相模原市子育て応援イメージキャラクター「はなたん」のイラストの使用について、次のとおり不承認といたします。

年 月 日

相模原市長 本村 賢太郎

使用目的	
使用する品物 又は使用形態	
使用方法	
使用期間	
不承認の理由	
備 考	
担 当 課	こども家庭課 電話042(769)9811(直通)